

『環境法の新展開』



文
写真 富井利安
(総合科学部教授)

一九九二年六月に開かれた「地球サミット」(環境と開発に関する国連会議)をピークに地球環境問題がブームとなる一方、国内では、公害対策基本法にかえて新たに環境基本法が制定されることとなった。そこで、既刊の富井利安・伊藤護也編「公害と環境法の展開」(法律文化社・一九八七年)の内容を一新する必要を感じて、本書を執筆することになった。

三名の筆者は、私も含めて元来民法ないし法社会学が専攻なので、その基礎を踏まえた歴史的・実証的な考察に特色を出せるよう腐心するとともに、現代の環境問題のうち主要なテーマを取り出し、それぞれに実績があり、得手とする部分を中心に分担することにした。したがって、環境行政法、環境刑法、国際環境法などの項目はまとまった形では取り上げられていないが、現代の環境法研究にとつて、見逃されてはならない主題はほぼ網羅できたのではないかと思っている。

本書の内容は、意図したわけではないが、大別すると三つの群に分けることができるように思われる。第I章「公害・環境問題の変貌と環境法」、第II章「環境基本法の制定と課題」、第III章「公害裁判と環境保護訴訟」、第IV章「環境権の構成」、第V章「環境アセスメント」までが、一つのまとまりとしてはいわば総論部分にあたる。

第I章では、初期・高度成長期・現代という三つの時期区分のもとに、産業公害の発生に沿って形成されてきた公害・環境立法の推移が跡づけられ、その延長に第II章の環境基

本法の制定が位置づけられる。

次いで、第III章で公害・環境訴訟に関してやや詳しい考察がなされている点は、本書の特徴の一つかと思われる。

筆者としては、公害・環境訴訟で打ち出された法原則は、イギリスのニューサンズ法、アメリカの市民訴訟としての環境保護訴訟などと同様に、「環境法」の豊かな内容を成すものとしてこれを重視したいと思うからにはかならない。

第IV章の環境権は、もともとこれらの裁判活動を通じて発展せしめられてきたものである。

第V章のアセスメントは、裁判の場でも主要な争点となり得るが、それ以外の各種開発問題の現場では、非常に大事な制度とみなされており、早晩きちんとした法制度として確立されることが期待されている。

第VI章「大気汚染と法」、第VII章「水質環境と法」、第VIII章「廃棄物と法」は、環境庁が地球環境問題と並んで「都市・生活型公害」などと呼んで、最近ますます重視している個別環境汚染の諸類型でもあるので、それを取り上げて複雑な法構造と新たな施策の展開を中心に概説した部分である。われわれも、これらは「足もとの公害・環境問題」として重要と受けとめ、今後ともよりいっそうの深い掘り下げと検討が必要であると考えている。

第IX章「瀬戸内海環境保全と法」、第X章「リゾート開発と環境問題」、第XI章「地球環境の保護と法的課題」は、一定の拡がりを有する地域・地球規模の環境破壊と法との関

連を明らかにしようとした部分である。とくに前二者は、伊藤護也教授が長年の調査研究に基づきまとめ上げたものであり、類書には見られない特色を成している。

本書が出版された翌年には、阿部泰隆・淡路剛久編「環境法」(有斐閣ブックス)も刊行された。この本は、編者の言葉を借りると「固有の環境法・環境法学」の確立をも意図して編集されており、併せて参照していただければと思う。

なおわれわれの著書は、日本環境学会誌「人間と環境」二十一巻二号の書評欄で取り上げられているほかに、全国官報販売協同組合発行の「政府刊行物等総合目録一九九六」に前記阿部・淡路編「環境法」と並べて収められている。本書は、とくに学生など若い世代の人たちに読んでいただきたいとの思いでまとめられたのであるが、意外にも公務員などの実務家の目にも留まったようである。

富井利安・伊藤護也・片岡直樹共著
「環境法の新展開」
(A5判二一九頁 二四七二円
法律文化社発行 一九九四年)

プロフィール

- ◇(とみい・としやす)
- ◇一九四二年新潟県生まれ
- ◇一九七一年早稲田大学大学院法学研究科博士課程中退
- ◇一九九〇年法学博士(早稲田大学)
- ◇所属 総合科学部社会文化研究講座
- ◇専攻 民法・環境法